



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料込)1か月2,200円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

*23 宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則
(都政政策課)

○ 教育委員会規則

*8 和歌山県民間事業者等が行う書面の保全等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則

○ 公安委員会規則

*6 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

*7 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

○ 告示

433 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)

434 字の名称の変更 (市町村課)

435 和歌山県土地利用基本計画の変更 (地域振興課)

436 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

(NPO協働推進課)

*437 平成12年和歌山県告示第387号(和歌山県財務規則に基づく金銭登録機の記録紙の様式)の一部改正
(福祉保健総務課)

438 土地改良事業の変更 (農村計画課)

439 土地改良事業の施行の同意 (")

440 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)

441 " (")

○ 訓令

*3 和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令(広報室)

○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県和歌山西警察署)

" (和歌山県橋本警察署)

規則

和歌山県規則第23号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村 良樹

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則(昭和43年和歌山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第3号ア中「那賀郡」を「岩出市」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 横畠 直尚
和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則

(趣旨)

第1条 民間事業者等が、教育委員会の所管する条例等に係る保存等を、電磁的記録により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年和歌山県条例第23号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(電磁的記録による保存)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存の方法)

第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定により別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1)作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2)書面に記載されている事項をスキャナ(これに準じる画像読み取り装置を含む。)により読み取ってできた電

平成18年3月28日(火曜日)

、本町八丁目、本町九丁目、三木町台所町、三木町中ノ丁、三木町堀詰、三木町南ノ丁、南桶屋町、南大工町、元寺町一丁目、元寺町二丁目、元寺町三丁目、元寺町四丁目、元寺町五丁目、元寺町北ノ丁、元寺町西ノ丁、元寺町東ノ丁、元寺町南ノ丁、屋形町一丁目、万町、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、十一番丁、十二番丁、十三番丁

別表第1和歌山県和歌山北警察署の部加太交番(和歌山市加太)の項を削り、西庄交番(和歌山市西庄)の項の次に次のように加える。

加太警察官駐在所 (和歌山市加太)	和歌山市のうち 機の浦の一部、大川、加太、深山
----------------------	----------------------------

別表第1和歌山県海南警察署の部海南駅前交番(海南市名高)の項中「、名高の一部」を「、築地、名高」に改め、同部藤白交番(海南市藤白)の項を次のように改める。

藤白警察官駐在所 (海南市藤白)	海南市のうち 冷水、鳥居、藤白
---------------------	--------------------

別表第2中	和歌山県白浜警察署	白浜空港警備派出所
-------	-----------	-----------

西牟婁郡白浜町白浜	和歌山県白浜警察署
	和歌山県妙寺警察署

白浜空港警備派出所	西牟婁郡白浜町白浜
広口警察官連絡所	伊都郡かつらぎ町大字広口

に改める。	

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第7号
和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項から第5項までを次のように改める。

3 公安委員会は、前項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、やむを得ないと認められるものに限り通行禁止除外指定車標章の交付を行うものとする。この場合において、審査のために必要と認められる書類等の提出を求めることができる。

4 前項の規定により、通行禁止除外指定車標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 通行禁止を除外する区域又は道路の区間を通行するときは、通行禁止除外指定車標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
- (2) 交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 通行禁止除外指定車標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに通行禁止除外指定車標章再交付申請書(別記様式第2号の2)を管轄警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

(4) 通行禁止除外指定車標章の有効期限が経過したとき、通行禁止除外指定車標章の再交付を受けた後において亡失した通行禁止除外指定車標章を発見したとき又は交付を受けた理由がなくなったときは、速やかに当該標章を管轄警察署長を経由して公安委員会に返納すること。

5 公安委員会は、第3項の規定により、通行禁止除外指定車標章の交付を受けた者が前項各号の規定のいずれかに違反したと認めたときは、当該標章の返納を命じ、又は当該標章の再交付を一時保留することができる。

第4条に次の1項を加える。

6 公安委員会から通行禁止除外指定車標章の返納を命じられた者は、速やかに当該標章を返納しなければならない。

第5条第1項第5号に次のように加える。

ウ 放置車両の確認及び道路交通法施行規則(昭和35年府令第60号)第7条の7に規定する標章の取付けのために使用中の車両

第5条第2項第1号中「車両」の次に「及び当該目的のため現に停止を求められている車両」を加え、同条第4項から第6項までを次のように改める。

4 公安委員会は、前項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、やむを得ないと認められるものに限り駐車禁止除外指定車標章の交付を行うものとする。この場合において、審査のために必要と認められる書類等

平成18年3月28日(火曜日)

の提出を求めることができる。

5 前項の規定により、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならぬ。

- (1) 駐車禁止を除外する区域又は場所において車両を駐車している間、駐車禁止除外指定車標章を車両の前面を見やすい箇所に掲示すること。
- (2) 交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 駐車禁止除外指定車標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに駐車禁止除外指定車標章再交付申請書(別記様式第4号の4)を管轄警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- (4) 駐車禁止除外指定車標章の有効期限が経過したとき、駐車禁止除外指定車標章の再交付を受けた後において亡失した駐車禁止除外指定車標章を発見したとき又は交付を受けた理由がなくなったときは、速やかに当該標章を管轄警察署長を経由して公安委員会に返納すること。

6 前条第5項及び第6項の規定は、駐車禁止除外指定車標章について準用する。

第16条第1項に次の1号を加える。

- (9) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第433号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村 良樹

1 特約業者の氏名又は名称

喜多健次

2 主たる事務所又は事業所の所在地

和歌山県橋本市高野口町名古曾350

3 特約業者の指定取消年月日

平成17年12月31日

和歌山県告示第434号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、岩出町長から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の名称の変更は、平成18年4月1日からその効力を生じるものとする。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村 良樹

岩出町の大字の名称については、下記のとおり変更する。

変更前	変更後	
大字相谷	の全部	相谷
大字赤垣内	の全部	赤垣内
大字尼ヶ辻	の全部	尼ヶ辻
大字安上	の全部	安上
大字荊本	の全部	荊本
大字今中	の全部	今中
大字今畑	の全部	今畑
大字大町	の全部	大町
大字岡田	の全部	岡田
大字押川	の全部	押川
大字金池	の全部	金池
大字金屋	の全部	金屋
大字川尻	の全部	川尻
大字紀泉台	の全部	紀泉台
大字北大池	の全部	北大池
大字境谷	の全部	境谷
大字桜台	の全部	桜台
大字清水	の全部	清水
大字新田広芝	の全部	新田広芝
大字曾屋	の全部	曾屋
大字高瀬	の全部	高瀬
大字高塚	の全部	高塚
大字中黒	の全部	中黒
大字中島	の全部	中島
大字中迫	の全部	中迫
大字西安上	の全部	西安上
大字西国分	の全部	西国分
大字西野	の全部	西野
大字根来	の全部	根来
大字野上野	の全部	野上野
大字烟毛	の全部	烟毛
大字波分	の全部	波分
大字原	の全部	原
大字東坂本	の全部	東坂本
大字備前	の全部	備前
大字船戸	の全部	船戸
大字堀口	の全部	堀口
大字水栖	の全部	水栖
大字溝川	の全部	溝川
大字南大池	の全部	南大池
大字宮	の全部	宮
大字森	の全部	森
大字山	の全部	山
大字山崎	の全部	山崎
大字山田	の全部	山田
大字湯窪	の全部	湯窪
大字吉田	の全部	吉田
上記の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部		

和歌山県告示第435号

和歌山県土地利用計画(計画図)の一部を平成18年3月28日変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92

和歌山県報 第1745号

平成18年3月28日(火曜日)

号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおりその概要を公表する。

なお、変更後の和歌山県土地利用基本計画(計画図)の図面は、和歌山県企画部計画局地域振興課及び各市町村国

土利用計画法担当課室で閲覧できる。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村 良樹

整理番号	変更地域名	関係市町村名	変更部分の面積(ha)		変更を必要とする理由(要旨)
			拡大	縮小	
1-1	新宮都市地域	新宮市	30		現行の都市地域と一体の都市として総合的に開発・整備・保全する必要があるため。
1-2	新宮自然公園地域	新宮市	30		現況の自然公園地域と一体の地域として保護・利用する必要があるため。
2-1	田辺森林地域	田辺市		7	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
2-2	田辺森林地域	田辺市		13	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
2-3	田辺森林地域	田辺市		26	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
2-4	田辺森林地域	田辺市		5	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
2-5	田辺森林地域	田辺市		15	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
2-6	田辺森林地域	田辺市		7	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
3	すさみ森林地域	すさみ町		10	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

和歌山県告示第436号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年5月13日まで縦覧に供する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村 良樹

1 申請年月日

平成18年3月13日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会

3 代表者の氏名

小川佐起子

4 主たる事務所の所在地

和歌山市吹上二丁目2番32号東洋ビル1階

5 定款に記載された目的

この法人は、平成12年度から介護保険制度が開始されるにあたり地域利用者に対して、質の高い介護支援サービスを提供するため、介護支援専門員が自己研鑽に努め、地域ボランティアとの交流を図りながら、総合的なネットワー

クづくりに関する事業を行い、地域福祉や地域の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第437号

平成12年和歌山県告示第387号(和歌山県財務規則に基づく金銭登録機の記録紙の様式)の一部を次のように改正する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村 良樹

別記中「古座支所」を「串本支所」に改める。

和歌山県告示第438号

平成17年10月18日付けで協議のあった紀の川市営(旧貴志川町営)土地改良事業(ため池等整備事業平池水路地区)の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成18年3月28日

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県告示第439号

